

## 平成23年度第2回記者勉強会報告書

日 時：平成24年2月23日（木） 10:00～11:20

共 催：日本弁理士会広報センター・日本弁理士会関東支部広報委員会

場 所：弁理士会館2階 2-A B会議室

テーマ：「ゆるキャラの法的保護」

出席者：

日本弁理士会（5名）

副 会 長	井澤 幹
著作権委員会 委員	中川 裕幸（スピーカー）
関東支部 広報委員会 委員	平山 淳（司会）
関東支部副支部長	田中 秀喆
関東支部広報委員会 副委員長	横山 照夫

議 事：

1. 開催の挨拶（平山 淳 広報委員会委員）

2. 講義内容（中川 裕幸 著作権委員会委員）

1) コンテンツキャラクタと「ゆるキャラ」

①コンテンツキャラクタ

- ・アニメ・ゲームといった市場価値を有するコンテンツビジネス全体の一部を構成。
- ・コンテンツビジネスは、投資とその回収とのバランスをとり、その収支を黒字に持って行くビジネス。

②ゆるキャラ

- ・コンテンツが存在せず、創作しただけでは市場価値が存在しない。
- ・市場価値が存在した場合はその価値はキャラクタのみに化体する。
- ・広報事業（企画）で使われる図案勝負のキャラクタ。
- ・キャラクタを核として、その周囲に事業が発展していく。
- ・投資とその回収という概念がない。

3) ゆるキャラ事業における作業進行

①著作権の権利帰属

- ・誰が原始的権利者か確認
- ・著作権の移転の処理
- ・著作者人格権の処理
- ・権限保護／オリジナリティの確認

②商標の処理

- ・名前の決定
- ・使用範囲の検討
- ・絵柄／名前について先行商標調査

③使用許諾による活用

- ・使用マニュアルの作成



- ・使用許諾契約の締結
- ・独占的ライセンスかオープンライセンスかの選択
- ・第三者権利侵害時の対応責任

#### 4) 著作権の権利帰属

##### ① 著作者と著作権者（地方公共団体のゆるキャラの場合）

	著作者	著作権者	注意点
外部委託	外部クリエイター	外部クリエイター	権限保証要
公募	応募者	地方公共団体	権限保証要
内製	地方公共団体	地方公共団体	職務著作に該当することの確認

##### ② 著作者と著作権者の分離の問題

ゆるキャラのライセンシーが改変した場合、著作者から同一性保持権侵害の訴えがされる恐れあり

予防手段

- ・著作者との間に著作者人格権の不行使特約を締結しておく
- ・ライセンシーとの間で改変禁止契約を締結しておく、マニュアルを作成しておく

##### ③ 外部クリエイターに創作依頼する場合の著作権譲渡契約の注意点

- ・著作権譲渡における27条、28条の特掲
- ・著作者人格権の不行使特約
- ・権限保証

##### ④ 公募する場合の公募条件の注意点

- ・著作権譲渡の条件 応募作品全てでなく1～3作品に絞るのが一般的
- ・著作者人格権の不行使特約
- ・権限保証

一般人は著作権の意識が弱いため主催者がオリジナリティ性のチェックを行う。

#### 5) 商標の処理

① 先行商標調査を行った後、ゆるキャラの図案、名前を決定する。

② 登録商標が有効

例：ひこにゃん

#### 6) 使用許諾による活用

① 使用マニュアルの作成

- ・オフィシャルな「ゆるキャラ」の決定
- ・使用ルールの明確化

② 使用許諾区分毎の独占的ライセンスはやむを得ない

③ ライセンス範囲の明確化

④ ライセンス料規定

⑤ 使用許諾契約の注意点

- ・使用形態の限定、検品提出を義務付ける
- ・ライセンス商品に瑕疵があった場合の免責、被害補償条項
- ・PL法を考慮する

### 3. 質疑応答

- 1) 同一性保持権侵害の事例を教えてください。  
スターボ広告事件というのがある。キャラクタではあるがゆるキャラではない。
- 2) 日本弁理士会が自治体との業務提携している例はあるか  
著作権としてではなく知的財産権全体として業務提携している例はある。
- 3) 自治体のゆるキャラの著作権問題の意識は高まっているか。  
「ひこにゃん」のトラブルがあったため意識は高まっているが、全ての自治体が高いわけではないだろう。
- 4) 「ゆるキャラ」は商標登録されているが、記事に用いて問題ないのか  
問題ない。IPADの記事に使うのと同じ。
- 5) 「ゆるキャラ」を「初音ミク」のように自由に使えるようにすることは考えられないか  
自由に使えるようにするには、管理を適切にする必要がある。
- 6) 「ゆるキャラ」のトラブルの件数、傾向としてトラブルが増加しているか  
「ひこにゃん」位有名にならないとトラブルにならないのではないかと。  
トラブルの基は内在しており、啓蒙が大切である。
- 7) 農業分野でトラブルになっているか  
余り聞いたことがない。
- 8) 著作権と著作者人格権との存続期間同一の違いで契約上問題にならないか  
ならないのではないかと。
- 9) 公募の際に、二重投稿は法的には問題ないのか  
法的な問題はないが、契約の問題である。

### 4. 日本弁理士会からのお知らせ（平山 淳 広報委員会委員）

- 1) 意匠活用レシピについて
- 2) 関東支部の著作権に関する取り組みについて
- 3) 著作権相談室の開設について

以上